

令和3年度 第1回浦河町社会教育委員会議

日 時／令和3年7月20日（火）午後6時30分～
会 場／浦河町総合文化会館 3階 ふれあいホール

1. 委嘱状交付

2. あいさつ 浦河町教育委員会 教育長 浅野 浩 嗣

3. 自己紹介 各委員、社会教育課職員自己紹介

4. 説 明 ①社会教育委員の役割について
②令和3年度浦河町社会教育委員活動計画
③令和3年度浦河町社会教育（スポーツ振興を除く）の事務事業

5. そ の 他

1. 社会教育委員の役割について

■社会教育法による社会教育委員の位置付け

(1) 社会教育の定義（社会教育法第2条）

「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(2) 社会教育委員制度について

都道府県及び市町村に置かれる社会教育の諮問機関（社会教育法第15条：社会教育委員の設置）

(3) 社会教育委員の職務（社会教育法第17条）

1) 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2) 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3) 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(4) 社会教育委員の委嘱の基準等（社会教育法第18条）

社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

■浦河町社会教育委員設置条例について

(1) 昭和24年制定の社会教育法に基づき、昭和25年に浦河町社会教育委員設置条例を制定する。

(2) 浦河町社会教育委員設置条例

（設置及び目的）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第15条及び第18条の規定に基づき、浦河町社会教育委員（以下「委員」という。）の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は20人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員は前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 特別の事情が生じた場合は、その任期中であつても、これを解嘱することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 令和3年度浦河町社会教育委員活動計画

■会議

- 開 催：年3回（予定）
- ①第1回目 7月20日（火）
 - ②第2回目 10月下旬
 - ③第3回目 3月下旬

■教育委員との学校訪問（小中学校7校）

時 期：2学期（予定） 社会教育課長同行

■部会活動

●地域学校協働活動部会（12名：地域学校協働本部部員を兼ねる）

地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動をコミュニティ・スクール（学校運営協議会をもつ学校）と一体的に進める。

今年度は、学校運営協議会と連携し、学習指導ボランティアを含め人材や施設などの地域における資源の発掘を行い、地域学校協働活動の推進を図る。

地域学校協働本部

本部長（教育長）、副本部長（社会教育委員）、部員（社会教育委員）
事務局：社会教育課[事務局長（社会教育課長）、事務局次長（社会教育課長補佐）、地域コーディネーター（社会教育主事）]

●家庭教育推進運動部会（8名：家庭教育推進会議委員を兼ねる）

地域全体で子どもたちを守り育てるため、ネット利用も含めた望ましい子どもたちの生活習慣の定着を目指して、町ぐるみで家庭教育推進運動に取り組む。

今年度は、昨年度作成し、町内小中学校全生徒に配布した「浦河町アウトメディア宣言」について、その後の取り組みの検証（アンケートなど）を行い、さらなる推進を図る。

家庭教育推進会議

- ・社会教育委員、青少年健全育成協議会、町P連で構成
- ・基本的生活習慣（早寝早起き朝ごはん）の定着、道民家庭の日の推進、アウトメディア（スマホやネット、ゲーム等のルールづくり）、家庭学習や読書の習慣化等…リーフレットの作成や大会等での啓発を実施

※青少年健全育成協議会構成団体

校長会、PTA連合会、青少年補導委員会、防犯協会、スポーツ少年団本部、子ども会育成団体連絡協議会、勤労青少年ホーム利用者の会、青年会議所、商工会議所青年部、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会

■北海道及び日高管内社会教育委員連絡協議会の活動について

【北海道社会教育委員連絡協議会関係】

(1) 第41回北海道市町村社会教育委員長等研修会

期 日／令和3年7月9日（金）

会 場／札幌市（かでの2・7）

出 席／社会教育委員長、社会教育課職員

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 第60回北海道社会教育研究大会

期 日／令和3年10月7日（木）～8日（金）

会 場／函館市（函館市民会館ほか）

出 席／社会教育委員

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【日高管内社会教育委員連絡協議会関係】

(1) 日高管内社会教育委員研修会

期 日／未定

会 場／日高町

出席予定／社会教育委員

(2) 日高管内社会教育委員理事会兼ミニ研修会

期 日／未定

会 場／新冠町

出席予定／社会教育委員

■日高管内社会教育委員連絡協議会役員（令和2年度～令和3年度）

- ・会 長： 様似町
- ・副会長： 日高町、新ひだか町
- ・理 事： 平取町、新冠町、浦河町、えりも町
- ・監 事： えりも町、浦河町
- ・事務局： 様似町

※北海道社会教育委員連絡協議会

- ・理 事：新ひだか町
- ・評議員：日高町、様似町

3. 令和3年度浦河町社会教育（スポーツ振興を除く）の事務事業

■生涯学習推進体制

【事業名】生涯学習推進月間事業

【目的・概要】生涯学習の普及啓発を図るために、期間を限定し、重点的に町民向けに体験講座やイベント等を開催し生涯学習を奨励する。

- 【事業内容】
- ・うらかわの達人等の活用による体験講座を一堂に会して実施する「生涯学習体験フェア」や外部講師を招いての講演会、実技などを行う。
 - ・団体等が主催する行事についても「月間行事」として支援する。
 - ・実施予定／令和4年2月予定

【事業名】生涯学習推進事業

【目的・概要】学習情報の提供等、町民の学習活動を促し支援を図る。

- 【事業内容】
- ・まなびのガイドブック発行 浦河の社会教育活動を一冊に網羅
年1回 600部（転入者等に配布）
 - ・生涯学習ニュース発行 社会教育活動や学校の情報を発信
町広報 年4回
 - ・生涯学習だより発行 毎月1回発行 330部（関係団体等への郵送と各施設に設置して配布）
 - ・町ホームページ、LINE、フェイスブックの活用 町公式ホームページ、LINE、フェイスブックにて社会教育課事業等の情報提供
 - ・うらかわカレッジの登録 講座や各種教室を受講した単位を認定
 - ・道民カレッジ連携講座の充実 道教委の「道民カレッジ」と連携し単位認定

【事業名】生涯学習まちづくり出前講座

【目的・概要】役場の職員が講師として、地域に出向き、町で行う事務、事業について学習形式で行う講座。

- 【事業内容】
- ・期 間／年間
 - ・内 容／講座一覧から選択
 - ・対 象／5名以上のグループや団体

【事業名】文化スポーツ奨励賞事業

【目的・概要】長年に渡り文化、スポーツの振興に寄与した方や、優秀な成績を収めた方の功績を称える。

- 【事業内容】
- ・文化スポーツ奨励賞（高校生以上）－町長表彰
 - ・少年少女文化スポーツ奨励賞（中学生以下）－教育長表彰
※教育長表彰は「地域で子どもを守り育てる町民大会」において表彰予定

【事業名】道内プロスポーツ連携事業

【目的・概要】ファイターズ、コンサドーレ、レバンガ北海道など郷土に根ざしたプロスポーツを応援し、子どもたちへの夢や希望を与える。

【事業内容】・道内プロスポーツチームと連携した見学ツアーなど
・日ハムマスコット「B☆Bみらい大使プロジェクト事業」（R4.3 末まで）
浦河町特別アドバイザーとして「馬文化の発信」「ふるさと納税の推進」「浦河町の魅力発信」「移住体験の推進」「子どもたちとのふれあい」の5つのミッションに取り組むこととし、イベント出演、乗馬、少年団・事業所訪問などの様々な活動を来町時（月1～2回）に実施

【事業名】社会教育研究活動事業

【目的・概要】社会教育職員が専門的な知識や技術を高め、資質の向上を図ることを目的とする。

【事業内容】・内 容／各種研修会への派遣
全道社会教育主事等研修会、道南ブロック社会教育主事等研修会、日高管内社会教育職員研究協議会研修会、日高管内社会教育職員研究協議会指導部会、日高管内社会教育職員研究協議会東部ブロック研修会、北海道社会教育研究大会、地域生涯学習活動実践交流セミナー

【事業名】社会教育委員の設置及び研修事業

【目的・概要】社会教育行政に関して、意見や助言をすることを目的とし、広く町民の意見を反映させるために教育委員会の諮問機関として設置。委員数は20名。

【事業内容】・会 議／年3回（6、10、3月）
・任 期／令和2年4月1日～令和4年3月31日
・内 容／各種研修会への派遣、事業運営に関する意見、提言
北海道市町村社会教育委員長研修会（札幌市：7月9日）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
北海道社会教育研究大会（函館市：10月予定）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【事業名】「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の設置

【目的・概要】町内小中学校のコミュニティ・スクール導入にあわせて、これまで社会教育で行われていた子どもや学校に係る活動を、地域学校協働活動として位置づけ充実を図る。そのため、新たに学校と地域をつなぐコーディネート、プロモート役を果たすため、社会教育課内に本部を設置し、コミュニティ・スクールとの一体的な推進を図る。

※「地域学校協働活動」とは、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核としたコミュニティづくりを目指して、地域と学校が連携して行う活動

【事業名】人材活用事業

【目的・概要】学んだ成果を身近な指導者として地域の学びに生かすため、人材の発掘と活用を行う。

- 【事業内容】
- ・学習指導ボランティアの登録と活用
 - ・うらかわの達人の登録と活用

【事業名】学校サポート事業「浦子屋」

【目的・概要】地域の人材や浦河にゆかりのある人材を学校の教育活動に活用し、子供たちに様々な体験活動から、生きる力を育む機会とする。

- 【事業内容】
- ・開催／小中学校の要望等に応じて開催
 - ・対象／町内小中学校

【事業名】児童生徒地域間交流事業

【事業内容】

- ・友好都市交流事業天草市浦河町児童生徒交流事業
令和3年8月下旬 3泊4日で天草市より来町予定

- ・茨城県美浦村浦河町中学生交流事業

令和3年8月 2泊3日で美浦村へ派遣予定（公募により選考）

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

■青少年教育・青少年健全育成事業

【事業名】各種体験事業

- 【事業内容】
- ・子ども文化スポーツ講座（浦子連共催）
 - ・子どもキャリアサポート事業—小学生が大学生の案内により大学を見学
 - ・ひだか未来塾（管内社会教育主事会主催）—管内の生徒が交流

【事業名】大学生・活用事業「ウラガク」

【目的・概要】町内の小学生が大学生との交流により、将来の目標や学習意欲を高めるための機会とすることを目的に、大学生との学習活動や体験活動を実施。

- 【事業内容】
- ・対象／小学校中学年～高学年
 - ・時期／夏休み等の長期休業期間中
 - ・内容／浦子連事業等と共催し、大学生ボランティアに参加してもらい交流

【事業名】浦河町子ども会育成団体連絡協議会事業

【目的・概要】浦河町子ども会育成団体連絡協議会への補助及び育成指導。

- 【事業内容】
- ・うらら湖を会場とした自然体験事業（7月上旬）
 - ・下の句かるた普及事業（大会の開催、派遣）
 - ・その他体験活動事業、各地区の単位子ども会事業支援

【事業名】成人式開催

【目的・概要】成人を迎える青年に、公民権を行使できる権利と社会に対する責任と義務を自覚させるとともに新成人を祝い、激励することを目的に実施する。

【事業内容】・期 間／令和4年1月9日（日）
・内 容／式典、アトラクション

【事業名】青少年問題協議会

【目的・概要】青少年の健全育成を図ることを目的に設置。町長が会長。

【事業内容】・委 員／学校長、PTA、子ども会、民生委員、警察署、スポーツ少年団本部より12名
・任 期／令和2年4月1日～令和4年3月31日

【事業名】青少年補導委員会

【目的・概要】補導、情報共有により青少年の非行防止及び健全育成を図る。

【事業内容】・委 員／小中高校の教諭、民間有志、関係団体より教育長が15名に委嘱。
・任 期／令和3年4月1日～令和4年3月31日
・活 動／年6回（奇数月）の会議と毎週月曜日と木曜日の巡回活動、イベントパトロール

【事業名】浦河町子ども110番の家事業

【目的・概要】子ども達が安全、安心して生活できる地域環境を整備することを目的とする。

【事業内容】・期 間／通年
・内 容／各地域の通学路や商店を中心にステッカーを掲示してもらい、緊急時の避難場所（91か所）とする
協力者等の拡大と子ども、地域への周知の徹底

【事業名】地域で子どもを守り育てる町民大会

【目的・概要】子どもたちが健やかに育つ姿を多くの町民にアピールするとともに、地域の連携の大切さについて、一層の理解を深めることを目的とする。

【事業内容】・期 間／令和4年3月予定
・主 催／浦河町青少年健全育成協議会、浦河町教育委員会
・内 容／表彰式（教育長表彰）善行の部、文化の部、スポーツの部、活動体験発表、文化・スポーツ優秀者の紹介等

■成人教育（含む女性教育、国際化推進）

【事業名】国際理解フォーラム

【目的・概要】国際化に対応した町づくりを推進するために、国際理解や国際交流、異文化理解に係わる各種事業を実施。

【事業内容】・内 容／外国の文化、歴史等の学習機会 年1回予定（未定）

【事業名】 外国語教室

【目的・概要】 コミュニケーションツールである外国語を身につけるための学習機会を提供。

【事業内容】 ・内 容／大人向け（海外旅行に使える外国語）

【事業名】 浦河高校学校開放講座

【目的・概要】 地域の貴重な教育資源である浦河高校と連携・協力し町民への多様な学習機会の提供を行う。

【事業内容】 ・期 間／8月下旬～11月中旬

・会 場／浦河高等学校ほか

・内 容／教養、趣味、スポーツ等、1講座1回2時間とし概ね5回、全10時間程度実施

・講 師／浦河高校教職員及び外部講師

【事業名】 世代間交流事業

【事業内容】 ・東町ふれあいフェスティバル（東町連合自治会、ふれあい会館運営委員会主催）

・堺町集落センターまつり（堺町地区自治会連合会主催）

【事業名】 成人大学

【目的・概要】 町民の知識や教養を深めるため、各分野の専門家等を招へいし、学習機会を提供する。

【事業内容】 ・期 間／年間

・講座数／1～2講座

【事業名】 地域づくり講座

【目的・概要】 他地域の事例等を学習し、まちづくりについて学び、地域活動を促すための機会を提供する。

【事業内容】 ・期 間／年間

・講座数／1～2講座

【事業名】 自治会女性教養講座

【目的・概要】 町内の女性団体や自治会婦人（女性）部を対象に、女性の興味や趣味などに対応した学習と仲間づくりの場を提供する。

【事業内容】 ・期 間／年間 ※原則として1講座5回、1回の時間は2時間程度

・会 場／各地域の会館等

・内 容／各団体が講座内容を決定

・対 象／町内各自治会婦人、女性部員

■高齢者教育

【事業名】高齢者教室九十九大学の開設

【目的・概要】1) 生きがいを持ち健康で、いつも笑顔溢れる生活が送れるよう、老人クラブと連携し学習の場を提供する。

2) スポーツ、文化活動を通して自己を高め、元気な「幸齢者」になるよう学習機会の提供を図る。

【事業内容】・内容／九十九大学全体教室（年間全5回程度）、町内研修、町外研修

【事業名】軽スポーツ普及促進

【事業内容】・教育長杯ゲートボール大会（2月）

・軽スポーツ出前講座（町づくり出前講座：年間）

【事業名】老人クラブ出前講座

【目的・概要】老人クラブ活動支援として、生きがいや仲間づくり、健康づくりのための学習機会の提供や知識・経験等を生かした社会参加活動の促進を図ることを目的とする。

【事業内容】・期間／年間 ※原則として1クラブ講座5回

・会場／各クラブの拠点施設、地域の会館等

・内容／各クラブが講座内容を決定

・対象／町内各老人クラブ

■家庭教育

【事業名】家庭教育支援事業

【事業内容】・家庭教育フォーラム（町内PTA会員全体を対象とした学習機会としてPTA連合会研究大会と兼ねて講演会を実施）

・親子ふれあい教室（親子体験教室等の提供）

【事業名】家庭教育学級（単位PTA研修部と連携し実施）

【目的・概要】家庭における子育てや教育のあり方について考え学びあい、家庭教育の充実を図るための学習機会として開設する。

【事業内容】・期間／年間 ※原則として1校1回、1回の時間は2時間程度

・内容／家庭教育に関わるテーマで各単位PTAが講座内容を決定

・対象／町内の小中学校PTA会員

【事業名】浦河町PTA連合会育成事業

【事業内容】・連合会研究大会や各種事業への支援

【事業名】家庭教育推進運動の実施

【事業内容】・社会教育委員、青少年健全育成協議会、PTA連合会等の協働による、全町的な家庭教育支援活動の推進（生活リズムの確立、家庭学習の定着、読書習慣の定着などの推進）

■文化振興

【事業名】青少年文化活動支援事業

【目的・概要】青少年の文化活動（音楽、舞踊、演劇、美術など）の支援と発表機会の拡充を図り、事業の企画運営を体験することにより青少年の健全育成と創造性を育成する場とする。また、学校と社会教育との連携により学校及び青少年文化活動の活性化を図り、将来の文化活動を担う青少年を育成する。

【事業内容】・昨年度実績 浦河高等学校吹奏楽局演奏会、浦河第一中学校吹奏楽部演奏会、浦河第二中学校歌声コンサート、浦河高等学校文化部（美術、写真）作品展示、町内3中学校合同作成作品展示

【事業名】児童生徒芸術鑑賞事業

【目的・概要】町内の小中学生に芸術鑑賞機会を提供し、情操の涵養を図るとともに、将来的展望により、浦河町の文化の水準向上を図る。

【事業内容】・対象／中学生、小学生高学年、小学生低学年の順により義務教育期間で3回鑑賞
※令和3年度は町内小学校4校低学年（1～3年生）が対象
・演目／未定
・実施日／8月末以降開催予定

【事業名】町民芸術鑑賞事業

【目的・概要】芸術鑑賞の機会を広く町民に提供し、地域文化の振興を図る。

【事業内容】・対象／一般（全対象：有料）
・演目／劇団四季ファミリーミュージカル「はじまりの樹の神話」
・実施日／10月13日（水）18時30分～

【事業名】町民芸術祭事業

【目的・概要】町内の文化団体の活動成果を一堂に会し、発表を通して団体相互の連携を促し、芸術、文化の振興を図る。

【事業内容】・内容／展示発表、舞台発表
・実施日／10月開催予定

【事業名】浦河文化協会育成事業

【目的・概要】昭和33年3月21日設立 加盟団体25団体 会員数286名

浦河文化協会加盟団体の育成を図りながら、地域文化の創造のため各種事業を指導、援助する。

【事業内容】・加盟団体の活性化（加盟団体主催事業への援助、文化教室などの開催）
・加盟団体の発表機会の拡充、内容の充実（団体単位の定期的な発表会、会員単位で発表できる機会の整備、発表活動に対する人的支援）

【事業名】伏木田光夫美術館事業

【事業内容】美術館協力会育成事業ロビーコンサート等の開催